

新型コロナウイルス感染症対策事業
郡山市雇用継続支援補助金の
「補助対象期間」を延長します



ターゲット 8.5

令和4年3月31日
郡山市政策開発部
雇用政策課
担当 宗形 直美
TEL：924-2261

SDGs ターゲット 8.5「全ての男性及び女性の生産的な雇用及び働きがいのある仕事を達成する」

郡山市中小企業・小規模事業者応援プロジェクトとして実施しております雇用継続支援補助金について、次のとおり申請を受付けます。

1 内 容

郡山市雇用継続支援補助金（2種類）について、国において雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の特例措置期間延長等の省令改正に伴い、本市もこれに準じ補助対象期間を延長し、中小企業者の雇用の安定及び事業運営の継続を支援します。

	変更後	変更前
補助対象期間	令和2年4月1日から 令和4年6月30日まで	令和2年4月1日から 令和4年3月31日まで
申請期限	雇用調整助成金等の支給決定日の 翌日から起算して3月以内又は 令和5年3月31日のいずれか 早い日まで	雇用調整助成金等の支給決定日の 翌日から起算して3月以内又は 令和4年3月31日のいずれか 早い日まで

2 【概要】郡山市雇用継続支援補助金

- 趣 旨 新型コロナウイルス感染症に伴い従業員へ休業手当を支給した中小企業者に対し、雇用調整助成金等に併せ、本市も雇用の安定及び事業活動の継続を図るため補助金を交付。
- 対 象 者 次に掲げる要件の全てを満たす者
 - ・ 中小企業基本法に規定する中小企業者であって、市内に事業所を有する会社又は市内に住所を有する個人
 - ・ 労働局長から雇用調整助成金等の支給決定を受けた者 ・ 市税等の滞納が無い者
- 申請方法 労働局長からの支給決定通知書の写し等を添付して申請
- 補助内容

種 別	算定方法及び補助額	上限額
雇用維持支援 補助金	雇用調整助成金等の助成率4/5の事業主が対象となります。 次の計算式で算出した金額のいずれか低い金額 ・ 計算上の休業手当事業主支払額（※）×1/10 ・ 計算上の休業手当事業主支払額－雇用調整助成金等支給額 （市外事業所分が含まれている場合は従業員数で按分計算。） （※）計算上の休業手当事業主支払額＝雇用調整助成金等の助成単価 ÷助成率×休業等延日数	1事業主当たり 100万円
雇用調整助成 金等申請支援 補助金	社会保険労務士等へ支払った雇用調整助成金等の申請書類作成代行手数料又は報酬の10/10	1事業主当たり 20万円

3 補助金交付実績

○令和3年度（R3.4/1～R4.2/28）

補助金名	交付件数	交付額（千円）
雇用維持支援補助金	31	2,705
雇用調整助成金等申請支援補助金	201	10,522
合計	232	13,227

○令和2年度

補助金名	交付件数	交付額（千円）
雇用維持支援補助金	28	4,421
雇用調整助成金等申請支援補助金	428	38,436
合計	456	42,857

雇用維持支援補助金（雇用継続支援補助金）

事業内容

国の雇用調整助成金等の支給決定を受けた対象者に対し、対象期間に実施した休業の事業者負担分休業手当の一部を補助します。

補助内容

【対象期間】

令和2年4月1日～令和4年6月30日《改正:期間延長》

【対象者】次に掲げる全ての項目を満たす者

- 中小企業基本法に規定する中小企業者であって、市内に事業所を有する会社又は市内に住所を有する個人（裏面Q1及びQ2参照）
- 雇用調整助成金等の支給決定を受けた者（雇用調整助成金等の助成率4/5の事業主）
- 市税等の滞納が無い者

【補助額】次に掲げる計算式で算出した金額（教育訓練加算を除く）のうち、いずれか低い方の金額

- 計算上の休業手当事業主支払額（国の助成単価額÷国の助成率×休業等延日数）×1/10
- 計算上の休業手当事業主支払額－雇用調整助成金等支給額
- ※1 補助対象者当たり上限額100万円で、市外事業所を含む場合は按分計算が必要です。
- ※雇用調整助成金等の助成額単価の上限額（判定基礎期間の初日の日によって、次のとおりとなります。）
令和3年5月1日より前の日の場合15,000円、令和3年5月1日～令和3年12月31日の場合13,500円、令和4年1月1日～令和4年2月28日の場合11,000円、令和4年3月1日～令和4年6月30日の場合9,000円。ただし、業況特例及び地域特例の場合15,000円（裏面Q5参照）。

申請方法

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、郵送での申請にご協力ください。

【申請期限】当日消印有効

雇用調整助成金等支給決定日の翌日から起算して3ヶ月以内又は令和5年3月31日《改正:期限延長》のいずれか早い日まで。

【申請書】申請書類は郡山市公式ウェブサイトからダウンロードできます。

郡山市新型コロナウイルス感染症対策雇用維持支援補助金交付申請書（第1号様式）

【添付書類】

- 雇用維持支援補助金算定書（第2号様式）
中小企業事業主用Excel版は、判定基礎期間の初日となる日、業況特例及び地域特例の場合から選んでください。
- 他の自治体から休業手当に対し補助金を受けた場合、当該決定通知書の写し
- 同意書兼誓約書（第3号様式）
- 雇用調整助成金等の支給決定通知書の写し
- 雇用調整助成金等に係る提出書類の写し
- 振込口座が確認できるもの

※『雇用調整助成金等申請支援補助金』と併せて申請、又は以前に提出済の場合、省略可能。

※申請内容に応じて、その他書類の追加提出をお願いする場合があります。

※申請書及び同意書兼誓約書の氏名欄は、個人の場合で（法人の場合は代表者が）自署される場合は、押印不要です。自署されない場合は、記名押印（法人の場合は丸判）をお願いします。

【郵送先】〒963-8601 郡山市雇用政策課 行（住所記載不要）

詳細については、郡山市公式ウェブサイトをご確認ください。

郡山市 雇用維持支援補助金

問い合わせ先：郡山市 政策開発部 雇用政策課
電話番号：024-924-2261（平日8:30～17:15）



Q 1 補助内容にある対象期間及び対象者はどのようなことか？

A 1 国による雇用調整助成金等の特例措置期間の延長に伴い、対象期間を令和4年3月31日までから令和4年6月30日まで延長し、対象者は国の原則的な措置による助成率4/5（中小企業）で支給決定を受けた方となります。中小企業は下表の要件に該当する企業となります。

区 分	資本金額又は出資総額	常時雇用する労働者数
小売業(飲食店含む)	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

Q 2 郡山市内に営業所等の事業所がありますが、本社は市外です。対象となりますか？

A 2 対象者が会社の場合は本社の所在地が郡山市外でも対象です。個人の場合は事業主の住民登録が郡山市の方のみが対象となります。ただし、郡山市に所在する事業所に勤務する従業員の休業を本補助金の算定基礎としていますので、本市外に所在する事業所に勤務する従業員の休業分は対象外となります。なお、雇用助成金等申請支援補助金の対象者とは範囲が異なりますのでご注意下さい。

上限額100万円の適用は、支店及び営業所ごとではなく、法人格及び個人事業者ごととなります。

Q 3 従業員数を証明する書類等が必要ですか？

A 3 原則、不要です。ただし、審査の段階で疑義が生じた場合は、個別に確認をさせていただきます。その際、人数を確認できる書類等をご提出いただく場合があります。

Q 4 補助金の申請時には、事業を営んでいましたが、現在は廃業しております。対象となりますか？

A 4 本補助金を交付する時点で、法人が解散、個人事業主が廃業している場合は、本補助金の目的が達成できなくなりますので、対象となりません。

Q 5 雇用調整助成金等は、業況特例、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置による地域特例により、助成率10/10で支給決定を受けましたが、本補助金の交付は受けられますか？

A 5 受けられません。本補助金の対象については、雇用調整助成金等の業況特例及び地域特例が、中小企業の助成率4/5で支給決定を受けた場合となります。

Q 6 雇用調整助成金等に係る提出書類の写しは全部必要ですか？

A 6 原則、雇用調整助成金等の「様式第〇号」（別表も含む）と記載されたものだけで結構です。ただし、提出いただいた写しでは審査ができない場合は、別途ご連絡させていただきますので、その際は追加提出にご協力をお願いします。

Q 7 教育研修加算は対象になりますか？

A 7 あくまで休業した従業員への休業手当が補助対象となりますので、教育研修加算は含めません。

Q 8 雇用調整助成金等の申請をしましたが、不支給となった場合は対象になりませんか？

A 8 国の助成金が支給されなかった場合は対象となりません。本補助金の交付要綱において、「雇用調整助成金又は緊急雇用安定助成金について、労働局長の支給決定を受けた者」を対象とする旨規定されています。

※その他質問については、別紙「雇用維持支援補助金Q & A」をご覧ください。

雇用調整助成金等申請支援補助金（雇用継続支援補助金）

事業内容

国の雇用調整助成金等の申請にあたり、社会保険労務士等へ申請書類作成を代行依頼した場合、その手数料又は報酬の一部又は全部を補助します。

補助内容

【対象期間】

令和2年4月1日～令和4年6月30日《改正:期間延長》

（対象期間を含む契約は、期間内とみなします。）

【対象者】

次に掲げる全ての項目を満たす者

○中小企業基本法に規定する中小企業者であって、市内に事業所を有する会社又は市内に住所を有する個人（裏面Q1参照）

○雇用調整助成金等の支給決定を受けた者

○市税等の滞納が無い者

【補助額】

社会保険労務士又は弁護士へ雇用調整助成金等の申請書類作成代行手数料又は報酬の10/10

（1補助対象者当たり上限額20万円）

申請方法

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、郵送での申請にご協力ください。

【申請期限】当日消印有効

雇用調整助成金等支給決定日の翌日から起算して3ヶ月以内又は令和5年3月31日《改正:期限延長》のいずれか早い日まで

【申請書】申請書類は郡山市公式ウェブサイトからダウンロードできます。

郡山市新型コロナウイルス感染症対策雇用調整助成金等申請支援補助金交付申請書（第1号様式）

【添付書類】

○雇用調整助成金等の書類作成手数料又は報酬を支払ったことが確認できる書類の写し

○同意書兼誓約書（第2号様式）

○雇用調整助成金等の支給決定通知書の写し

○雇用調整助成金等に係る提出書類の写し

○振込口座が確認できるもの

※『雇用維持支援補助金』と併せて申請、又は以前に提出済の場合は、省略可能。

※申請内容に応じて、その他書類の追加提出をお願いする場合があります。

※申請書及び同意書兼誓約書の氏名欄は、個人の場合で（法人の場合は代表者が）自署される場合は、押印不要です。自署されない場合は、記名押印（法人の場合は丸判）をお願いします。

【郵送先】 〒963-8601 郡山市雇用政策課 行（住所記載不要）

詳細については、郡山市公式ウェブサイトをご確認ください。

🔍 郡山市 雇用調整助成金等申請支援補助金

問い合わせ先：郡山市 政策開発部 雇用政策課
電話番号：024-924-2261（平日8:30～17:15）



主 な Q & A

Q 1 郡山市内に営業所等の事業所がありますが、本社は市外です。対象となりますか？

A 1 対象者が会社の場合は本社の所在地が郡山市外でも対象です。個人の場合は事業主の住民登録が郡山市の方のみが対象となります。

なお、雇用維持支援補助金の対象者とは、範囲が異なりますのでご注意ください。

また、上限額 20 万円の適用は、支店及び営業所ごとではなく、法人格及び個人事業者ごととなりますので、ご了承ください。

※中小企業は下表の要件に該当する企業となります。

区 分	資本金額又は出資総額	常時雇用する労働者数
小売業(飲食店含む)	5 千万円以下	5 0 人以下
サービス業	5 千万円以下	1 0 0 人以下
卸売業	1 億円以下	1 0 0 人以下
その他の業種	3 億円以下	3 0 0 人以下

Q 2 補助金の申請時には、事業を営んでいましたが、現在は廃業しております。対象となりますか？

A 2 本補助金を交付する時点で、法人が解散、個人事業主が廃業している場合は、本補助金の目的が達成できなくなりますので、対象となりません。

Q 3 本補助金の申請は、1 回しかできませんか？

A 3 雇用調整助成金等の申請 1 回で社会保険労務士等に支払う手数料が 20 万円に満たなかった場合には、複数回申請いただくことはできますが、上限額に達した時点で終了となります。なお、全く同じ書類がある場合、2 回目以降は提出を省略することができます。

Q 4 雇用調整助成金等の提出書類の写しは全部必要ですか？

A 4 原則、雇用調整助成金等の「様式第〇号」(別表も含む)と記載されたものだけで結構です。ただし、提出いただいた写しでは審査ができない場合は、別途ご連絡させていただきますので、その際は追加提出にご協力をお願いします。

Q 5 教育研修に要した費用は対象になりますか？また、令和 4 年 6 月分と令和 4 年 7 月分をまたいで雇用調整助成金等の支給決定を受けた場合は対象になりますか？

A 5 対象期間の雇用調整助成金等の申請書類作成に係る手数料又は報酬が対象ですので、付随する休業計画届や教育研修算定費用は対象となりますが、申請書類作成に付随しない毎月の顧問料や助言・指導料のみの費用は対象外です。

期間については、代行契約の対象期間が令和 2 年 4 月 1 日から改正した令和 4 年 6 月 30 日分を含んでいれば対象となります。

Q 6 手数料又は報酬として支払った経費に消費税や源泉徴収税が含まれていますが、対象になりますか？

A 6 消費税及び地方消費税については対象外です。また、源泉徴収税については対象となります。

Q 7 雇用調整助成金等の申請をしましたが、支給にならなかった場合は対象になりませんか？

A 7 国の助成金が支給されなかった場合は対象となりません。本補助金の交付要綱において、「雇用調整助成金又は緊急雇用安定助成金について、労働局長の支給決定を受けた者」を補助対象者とする旨規定されています。

※その他質問については、別紙「雇用調整助成金等申請支援補助金 Q & A」をご覧ください。



中小企業等応援プロジェクト2022 ～未来を拓くコロナ克服・新時代開拓予算(令和4年度当初予算)～

	国	県	郡山市
融資関係	①新型コロナウイルス感染症特別貸付 限度額：中小企業事業6億円、国民生活事業8千万円 融資期間：設備資金20年、運転資金20年 据置期間5年 利子補給（当初3年間） 補給対象貸付上限額 中小企業事業3億円、国民生活事業6千万円 事業資金相談ダイヤル：☎0120-154-505 ②マル経融資(新型コロナウイルス感染症関連) 限度額：通常の融資額+別枠1千万円 融資期間：設備資金10年（据置期間4年）、 運転資金7年（据置期間3年） 利子補給（当初3年間） （市内の商工会議所・商工会）	取扱期間：2021.12.31保証申込受付 2022.1.31 融資実行分まで ①新型コロナウイルス対策特別資金 限度額：8千万円 融資期間：10年（据置期間1年以内） 利率：固定年1.5%以内 保証料率：年0.5% （県内の金融機関） ②伴走支援型特別資金 限度額：6千万円 融資期間：一括返済の場合1年 分割返済の場合10年 （据置期間5年以内） 利率：固定年1.5%以内 保証料率：要件により異なります。 又、保証料に対する国の補助制度有り （県内の金融機関）	①融資返済計画変更等支援補助金 拡充 ◇融資返済計画の条件変更、客観的な経営状況の把握等に必要な計画策定に係る経費への補助 ②成長融資（信用保証料・利子補給） 継続 ◇新商品の研究開発や販路開拓・商圏拡大、DX推進、事業承継への資金支援
助成（給付金等）関係	【全業種対象】 申請期間 2022.1.31～5.31） ③事業復活支援金 給付額：法人 最大250万円 個人事業者等 最大50万円 対象者：2021年11月～2022年3月までのいずれかの月の売上高が、2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月の売上高と比較して50%以上又は30～50%減少した事業者。 事業復活支援金相談窓口：☎0120-789-140 ＜令和2年度3次補正予算＞ ④中小企業等事業再構築促進事業 新分野展開や業態転換等を支援 （事業再構築補助金事務局コールセンター☎0570-012-088） ⑤中小企業生産性革命推進事業 ・ものづくり補助金 新製品・サービス開発等のための設備投資等を支援 ・持続化補助金 小規模事業者の販路開拓等を支援 （低感染リスク型ビジネス枠では、感染防止対策も一部支援） ・IT導入補助金 ITツール導入による業務効率化等を支援 （生産性革命推進事業コールセンター☎03-6837-5929）	＜申請期間：2022.2.21～5.27 ※延長分：2022.3.14～5.27＞ ③時短要請協力金（仮称） 【認定店】 以下の(1)又は(2)から選択 (1)営業時間の短縮：午前5時～午後9時まで 酒類の提供は午後8時まで 協力金：2.5万円～7.5万円 (2)営業時間の短縮：午前5時～午後8時まで 酒類提供自粛（終日） 協力金：3万円～10万円 【非認定店】 営業時間の短縮：午前5時～午後8時まで 酒類提供自粛（終日） 協力金：3万円～10万円 コールセンター：☎024-521-8575 ＜申請期間：2022.2.10～5.20＞ ④県版一時金第4弾 交付額：一律30万円 対象者： (1)飲食店の時短営業により影響を受け、売上が減少した中小法人・個人事業者等 (2)新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化による影響を受け、売上が減少した中小法人・個人事業主等 コールセンター：☎024-521-8572	③専門家活用支援事業費補助金 新規 ◇事業者が国の再構築補助金等の申請を行う際に専門家の支援を受けるための費用の一部を補助 ④クラウドファンディング事業 継続 ◇クラウドファンディングを活用した資金調達支援 ⑤BCP等策定等支援補助金 継続 ◇BCPの策定・改定に要する経費の支援 ⑥BCP等計画策定指導事業 新規 ◇商工団体等が実施するBCP等計画策定に関するセミナー・個別相談会への補助 ⑦産業DX推進支援体制構築事業 拡充 ◇DXや経営等の専門家・支援機関によるチームを編成し、DX推進に先進的に取り組む事業者(商業)を伴走支援 ⑧産学官連携コーディネート・DX加速化支援事業 拡充 ◇デジタル技術導入アドバイザーを派遣し、DX推進に先進的に事業者(工業)を伴走支援 ⑨DX推進補助金 拡充 ◇デジタル技術を活用した生産性向上・DX推進に要した経費を支援 ⑩オンライン活用等支援事業 拡充 ◇商工団体等が実施するワークライフ活用や働き方制度、電子帳簿保存法改正等に関するセミナー・個別相談会への補助 ⑪潜在的な後継者不在企業に対する事業承継促進事業 新規 ◇潜在的に後継者が不在である市内事業者を対象に調査を実施し、商工団体等の支援機関と連携し、マッチングを図るとともに、中長期的な事業引継ぎ支援体制を構築する。 ⑫事業引継ぎ支援補助金 拡充 ◇支援機関の支援を受けた事業引継ぎ・引継いだ事業の販路開拓等に取組む事業者への補助 ⑬創業・事業引継ぎ支援情報発信事業 継続 ◇ウェブサイト、SNS等を活用した事業に普及啓発。 ⑭ふくしま感染防止対策認定店応援金 継続 ◇「ふくしま感染防止対策認定店」となった飲食店等を支援 ⑮ニューノーマル対応認定店支援補助金 継続 ◇「ふくしま感染防止対策認定店」の感染予防対策の費用の一部を補助 ⑯郡山テイクアウトフェス実行委員会負担金 新規 ◇テイクアウトに特化したイベント開催により飲食店を支援
雇用関係	＜特例措置対象期間 2020.4.1～2022.6.30まで＞ ⑦雇用調整助成金 ・休業手当×4/5（9/10※）1日あたり上限有 ・業況特例、地域特例該当の場合は助成率4/5（10/10※）15,000円/日上限 ※()の助成率は解雇等を行わない場合 （ハローワーク郡山☎024-942-8609） ⑧感染症対応休業支援金・給付金 平均賃金日額×80%×休業日数（1日あたり上限有） （給付金コールセンター☎0120-221-276）		⑰新型コロナウイルス感染症対策雇用維持支援補助金 継続 ◇雇用調整助成金等の支給決定を受けた対象者への上乗せ補助 ＜対象期間 2020.4.1～2022.6.30まで＞ ＜申請期日 雇調金支給決定翌日から3月以内または2023（令和5）年3月31日のいずれか早い日まで＞ ⑱新型コロナウイルス感染症対策雇用調整助成金等申請支援補助金 継続 ◇雇用調整助成金等の申請書作成手数料等の補助 ＜対象期間 2020.4.1～2022.6.30まで＞ ＜申請期日 雇調金支給決定翌日から3月以内または2023（令和5）年3月31日のいずれか早い日まで＞ （政策開発部雇用政策課☎024-924-2261）